# 令和元年 第12回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

### 議 事 録

- 1. 開催日時 令和元年12月17日(火) 午後1時30分
- 2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール
- 3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名 田村市農地利用最適化推進委員20名のうち16名

1番	白土 中委員	2番	先﨑保彦委員	3番	石井清吉委員
4番	新田耕司委員	6番	渡邊幸蔵委員	7番	石井宗吉委員
8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員	10番	壁谷和男委員
11番	佐久間嘉彦委員	12番	佐藤伸夫委員	13番	石井林一委員
14番	三浦善治委員	15番	宗形武夫委員	16番	國分貴市委員
17番	松本裕治委員	18番	吉田修一委員	19番	村上好徳委員

- ①番 佐藤政一委員
   ②番 蒲生喜弘委員
   ③番 永山弘一委員

   ④番 渡部秀夫委員
   ⑥番 渡辺堅一委員
   ⑦番 吉田伸一委員

   ⑩番 渡辺 元委員
   ⑫番 橋本清隆委員
   ⑬番 齋藤 実委員

   ⑭番 伊藤博之委員
   ⑮番 石井利夫委員

   ⑰番 吉田正人委員
   ⑱番 古田丈利委員
- ②番 佐藤政一委員
- 4. 欠席委員(5名)5番 三田勝一郎委員
   ⑤番 石井正人委員
   ⑧番 松本洋一委員

   ①番 鈴木恒公委員
   ⑥番 石井利夫委員
- 5. 農業委員会事務局職員

 局長
 佐久間 聡 雄

 主任主査 (庶務担当)
 三 浦 幹

 主任主査
 蒲 生 陽一郎

 主査
 矢 内 敬

6. 書 記

主査 矢 内 敬

## 7. 議事録署名人

14番三 浦 善 治 委員15番宗 形 武 夫 委員

## 8. 提出案件

議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について
議案第6号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に
	対する意見決定について
議案第8号	農用地利用配分計画案に係る意見決定について
議案第9号	現況確認証明について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

#### 事務局

それでは、定刻ですので総会を始めさせていただきます。本日欠席の届出がございましたのが、5番三田勝一郎農業委員、⑤番石井正人推進委員、⑧番松本洋一推進委員、⑪番鈴木恒公推進委員、⑯番石井利夫推進委員であります。ただ今より令和元年田村市農業委員会第12回総会を開会致します。それでは会長よりご挨拶をいただきます。

会 長

年末の慌ただしい中、ご苦労様でございます。私達改選以来、1年と10ヶ月が経ちました。色々と戸惑いがありましたが、皆様の御協力によりまして、ここまで来ることができました。さて皆様から会議の進め方についてお話がありましたので確認の意味で申し上げたいと思います。総会での案件審議の中でチェックは農業委員となっておりますが、発言については推進委員方共々、対等に発言をいただく事になっております。そして全員協議会、更に部会はもとより対等でありますので、よろしくお願い申し上げます。令和元年も残すところ1週間となりました。益々寒さが厳しくなってまいりますが、健康には充分留意されまして良い新年を迎えられるようにいただきますようご挨拶にかえさせていただきます。

事務局 これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願いします。

業安英1日 典地法等9タの担党に甘べく新司加八の原沙原川について

#### 議長

本日の案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定に基つく計可処分の取消願出について	1 件
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	11件
議案第3号	農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の	
	意見決定について	2件
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について	5件
議案第6号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農	
	地利用集積計画に対する意見決定について	1件
議案第8号	農用地利用配分計画に係る意見決定について	1件
議案第9号	現況確認証明について	3件

1 /H

以上26件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

農業委員総数19名、うち出席委員18名、欠席委員1名、農地利用最適化推進委員総数20名、うち出席委員16名、欠席委員4名、よって総会は成立致します。

次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認め、14番三浦善治委員、15番宗形武夫委員を指名致します。

次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題と致します。それでは、整理番号1番について事務局説明願います。

事務局

整理番号1番について、議案書朗読、説明。

議長

以上で、事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思い ますが、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、13番石井林一 委員ご報告をお願い致します。

13番委員

13番石井です。整理番号1番について調査報告を申し上げます。15日に被設定人と渡辺推進委員と私の3人で内容を確認しました。この案件は10月の総会で許可を受けた案件ですが内容的には設定人から後継者移譲の年金をするために被設定人に使用貸借するはずでありましたが、一部の農地に親子関係で使用貸借する事ができない農地が出てきたために以前の従来通りに戻し、第3者に戻すもので今回の申請になりました。特に問題は無いものと確認してまいりましたので、委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案の取消願いの通り決定することにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」の、整理番号1番については、原案の通り決定いたしました。

以上をもちまして1号議案は終了します。

次に議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは整理番号1番から11番までについて、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番から11番までについて議案書を朗読、説明。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、4番新田耕司委員ご報告をお願い致します。

4番委員

4番新田です。整理番号1番について調査報告をします。去る15日、設定人と被設定人と石井推進委員と私で調査を行いました。書面の通りでありますが被設定人は三春町で会社を経営しておりましたが、会社を辞めて農業に従事したいという事で、この農地は被設定人の奥さんの実家にある農地で、奥さんの弟さんにお借りして農業をやりたいという事でありました。農業の経験についてはまるっきり素人ではないのかなと、これから一生懸命に本格的に取り組んでいきたいという事で何ら問題ないものと見てまいりました。あと石井推進委員は本日欠席ですが調査には立ち合っていただきました。

議長

ありがとうございました。次に、整理番号2番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。

9番委員

9番安藤です。整理番号2番の案件について報告申し上げます。譲受人宅そばの農地でありまして野菜など作付して何ら問題無いものと確認してまいりました。以上です。

議 長

ありがとうございました。次に、整理番号3番について、14番三浦善治委員ご報告をお願い致します。

1 4 番委員

14番三浦です。整理番号3番について報告します。13日に譲受人宅に私と石井推進委員と伺いました。譲渡人は埼玉県在住であり電話で確認しました。相続がなかなかできなくなっていた案件がようやくできたので、今回の申請至りました。現地は譲受人の隣の農地であり耕作にも適しているため利用したいという説明でした。なんら問題ないものと見てまいりましたのでご報告申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に、整理番号4番及び5番について⑰番吉田正人推進委員ご 報告をお願いいたします。

⑪番推進委員

⑩番吉田です。整理番号4番、5番について調査報告します。16日に村上会長と譲渡人と譲受人と立ち会いのもと申請地で現地調査をしてきました。なんら問題無いものと見てまいりました。委員皆様の慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に、整理番号6番から11番までについて、18番吉田修一 委員ご報告をお願い致します。

18番委員

18番吉田です。整理番号6番、7番につきましては交換ですので譲渡人、譲受人と吉田 推進委員立ち会い耕作条件向上のためという事で何ら問題無いものと確認してまいりまし た。次に整理番号8番、9番の案件ですが、これは譲受人の原野を譲渡人の畑と交換すると いう事で耕作条件の向上という事で問題無いものと見てまいりました。次に整理番号10番 ですが、受贈者の叔母さんが亡くなり、この遺言で地元の墓を守ってほしいという遺言書が あり申請書の書類も確認して問題無いものと見てまいりました。最後に整理番号11番の案 件ですが被設定人と設定人は親子関係であり被設定人は畜産の加工販売をしており会社をし ており、父の田を借りて営農拡大を図りたいという事で何ら問題無いものと確認してまいり ました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員

質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議 長 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議長異議なしと認めます。

よって議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から11番までについては、申請の通り許可することに決定いたしました。

以上をもちまして2号議案は終了します。

次に議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致 します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局 整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、10番壁谷和男委員ご報告をお願い致します。

10番委員 10番壁谷です。整理番号1番について報告します。15日に、佐藤推進委員と申請人宅に伺いました。営農型太陽光パネルという事で3年に1度の更新があり、現地を見てきましたが、パネルの下はしっかりと農作物を作られるようになっており問題ないものと見てまいりました。審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。 以上をもちまして3号議案は終了致します。

次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番及び2番について、事務局説明願います。

事務局

整理番号1番及び2番について議案書を朗読、説明。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番について、10番壁谷和男委員ご報告をお願い致します。

10番委員

10番壁谷です。整理番号1番について報告します。昨日、地権者さんと業者さんと確認 してまいりました、盛土の計画が期間まで終わらなく期間延長という事で特に問題は無い ものと確認してきました。皆様の慎重審議をお願いします。以上です。

議 長

次に、整理番号2番について、12番佐藤伸夫委員ご報告をお願い致します。

1 2 番委員

12番佐藤です。整理番号2番について報告します。伊藤推進委員と業者と私で確認しま して調査をしました。内容の変更については1番と同じです。何ら問題無いものと確認し て、申請書の中には所有者の同意書もありまして確認しました。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。

本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について」の整理番号1番及び2番については、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして4号議案は終了致します。

次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について」を議題と致 します。それでは整理番号1番から5番までについて、事務局説明願います。

事務局 整理番号1番から5番までについて議案書を朗読、説明。

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います が、ご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

ご異議がありませんので、整理番号1番及び2番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告をお願い致します。

6番渡邊です。整理番号1番、2番について報告します。本日の午前中になります。松本 推進委員の都合が悪いので私と設定人と被設定人の3名で確認しました。隣接している所 が全部山林でありました。特に問題無いものと確認してまいりました。整理番号2番につい ては設定人と被設定人と私の3人で確認してまいりました。こちらも市道に隣接した農地 という事で隣接しているのが山林でありこちらも周辺には何ら影響ないものと判断してま いりました。以上報告を終わります。 議長

ありがとうございました。次に整理番号3番について、7番石井宗吉委員ご報告をお願い 致します。

7番委員

7番石井です。整理番号3番の案件について調査報告します。13日に被設定人の現場担当者と設定人の4人のうちの1名と石井推進委員と私の4名で現地を確認してまいりました。現地は遊休農地でありまして、今回盛土をしたいということで現地を確認しました。雨水の流出には対応する事の話でありましたので申請通りなんら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に整理番号4番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い 致します。

9番委員

9番安藤です。整理番号4番の案件について報告します。譲渡人と譲受人の委任状が出て おりますので現地で受任者の行政書士さんと鈴木推進委員の3名で立ち会い確認しまし た。寺の改修で駐車場が少し足りないという事で寺の隣接している農地を利用したい要望 で申請がありました。周辺農地には何ら影響ないものと見てまいりました。

慎重審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に整理番号5番について、⑰番吉田正人推進委員ご報告をお 願い致します。

⑪番推進委員

①番吉田です。整理番号5番について報告申し上げます。昨日、村上会長と設定人、被設定人の現場代理人とで現地確認してまいりました。申請地は北側が市道になっており、東側が遊休農地になっており、西側が登り法面で、南側が柳の生えた遊休農地になっておりまして何ら問題無いものと確認してまいりましたので皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で事務局の説明調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。本案について、原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。 出席委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見 決定について」の整理番号1番から5番までについては、原案のとおり許可相当と意見決定 致しました。以上をもちまして5号議案は終了致します。

次に議案第6号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題と致 します。それでは、事務局説明願います。

事務局

議案書により、朗読、内容説明。

議長

以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見 決定について」は、原案のとおり許可相当と意見決定致しました。以上をもちまして6号議 案は終了致します。

次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積 計画に対する意見決定について」を議題と致します。本案については、⑩番渡辺元推進委員 が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参 与の制限がある関係から⑩番渡辺元推進委員の退室を求め、審議したいと思いますがご異 議ございませんか。

出席委員

異議なし。

異議なしと認めます。ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、⑩番渡辺 元推進委員の退室を求めます。暫時休議いたします。 ~ 渡辺元推進委員退席 ~

議 長 休議前に引き続き会議を再開します。

それでは、整理番号1番について事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番については、申し出の通り計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたしました。

議案第7号の整理番号1番については審議を終了しましたので、⑩番渡辺元推進委員の 入室を許可します。暫時休議いたします。

~ 渡辺元推進委員入席 ~

議 長 休議前に引き続き会議を再開します。

⑩番渡辺元推進委員にご報告します。議案第7号の整理番号1番については、申し出の通り計画を定めることについて、「適当」であると意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

⑩番推進委員 有難うございました。

議 長 以上をもちまして、7号議案は終了いたします。

次に議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題とします。

それでは、整理番号1番について、事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました」。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議長「質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の整理番号1番については、申し出の通り計画を定めることについて「適当」であると意見 決定いたしました。以上を持ちまして8号議案は終了いたします。

次に議案第9号「現況確認証明について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から3番までについて、事務局説明願います。

事務局 議案書により、整理番号1番から3番について朗読、内容説明。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりました。

本案について、質疑に入ります。

質疑を求めます。

出席委員質疑なし。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案について、非農地と決定することにご異議ありませんか。

出席委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第9号「現況確認証明について」の整理番号1番から3番までについては、申 請の通り非農地と決定いたしました。 以上をもちまして、9号議案は終了いたします。 これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。 それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。 これをもちまして、令和元年第12回田村市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 14:25

## 令和元年12月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人